

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識するとともに、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に対応し、証券市場の参加者、利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券市場の発展に貢献することを使命とし、健全な業務運営を通じて揺るぎない社会的信頼を確立することを目指す。

こうした企業理念のもと、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性確保について社外取締役を中心とした監督強化を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現する。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

コーポレートガバナンス・コード（2018年6月1日改訂）の各原則について、全てを実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

以下、コーポレートガバナンス・コード（2018年6月1日改訂）の各原則に基づいて記載しています。

[原則1－4 政策保有株式]

(1) 政策保有株式に関する方針

- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取引関係の強化等の目的において、必要と判断する企業の株式を政策保有します。
- ・また、配当等の投資効率の観点から、有効な資金運用であると判断する株式を純投資目的で保有します。
- ・政策保有株式については、配当や評価損益の状況および投資先企業との取引の状況や保有の経緯、株式保有によってもたらされる効果等について取締役会において検証し、検証の結果、政策保有する必要が乏しい株式については縮減を進めます。
- ・政策保有株式の保有状況を取締役に報告し、全ての政策保有株式の保有の適否について検証した結果、全て保有する合理性を有していると判断しました。

(2) 議決権行使方針

- ・政策保有株式にかかる議決権の行使については、原則として、全ての議案に対して議決権を行使します。
- ・議案ごとの賛否の判断は、保有先企業の中長期的な企業価値向上および保有先企業の株主共同の利益に資するか、ならびに当社の株式保有の意義が損なわれないかなどについて総合的に検討します。特に、重大な不祥事が発生した場合や株主価値を著しく毀損するおそれがある議案の場合は、慎重に判断することとします。

[原則1－7 関連当事者間の取引]

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

[原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は規約型の企業年金制度を採用しており、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している資産管理運用機関に委託しております。また当社の人事部が企業年金の事務局となり、資産構成、利益相反など、委託先運用機関の管理状況が適切であるかモニタリングを行っております。事務局を担当する職員は企業年金についての知識・経験を持つまたは研修等を受けた者を配置しています。

[原則3－1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

- ・当社の「企業理念」「経営方針」(<https://www.jsf.co.jp/about/philosophy/>) および「中期経営計画」(<https://www.jsf.co.jp/ir/management-policy/plan/>) については、ホームページ、決算説明会資料などに開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
- ・基本方針については、ホームページ (<https://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>) に開示しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ・役員の報酬等は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としています。
- ・取締役（執行役を兼務するものを除く。）の報酬は、監督機能発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。
- ・執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞および株式報酬とします。
- ・具体的には、報酬委員会が決定した方針に基づき、報酬委員会において個人別の報酬等を決定します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・執行役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- ・当社は、人格、見識、能力および経験等を考慮し、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に資すると思われる者を取締役および執行役の候補者に選任します。
- ・なお、重大な不祥事が発生し、信用失墜や多額の損害が生じた場合や経営陣に重大なコンプライアンス違反があった場合などは、該当する経営陣の解任の要否について検討することといたします。
- ・上記に関しては、指名委員会において検討し、法令の定めるところに従い決定します。
- ・経営陣幹部を解任する際には、その理由を開示いたします。

(5) 取締役と執行役の選任についての説明

＜取締役＞

- ・株主総会招集通知に全ての取締役の選任理由を記載しています。

＜執行役＞

- ・小林英三執行役会長は、日本銀行理事などを歴任し、金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有しており、また2010年からは専務取締役、2012年からは取締役社長、2019年からは執行役会長として当社経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、執行役会長に選任しました。
- ・榎田誠希代表執行役社長は、日本銀行理事などを歴任するなど金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有しており、また、2019年からは代表執行役社長として当社の経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、代表執行役社長に選任しました。
- ・樋口俊一郎執行役副社長は、財務省財務総合政策研究所長などを歴任し、金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有しており、また2016年からは取締役副社長、2019年からは執行役副社長として当社経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、執行役副社長に選任しました。
- ・福島賢二執行役専務は、当社業務全般に精通しており、また2011年からは執行役員として、また2016年からは常務取締役、2018年からは専務取締役、さらに2019年からは執行役専務として当社経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、執行役専務に選任しました。
- ・岡田豊執行役常務は、日本銀行において2013年から局長級職を歴任し、国際業務や決済システムに精通するなど金融・証券の分野での幅広い経験・知識を有しており、また2018年からは常務取締役、2019年からは執行役常務として当社経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、執行役常務に選任しました。
- ・関口将執行役常務は、当社業務全般に精通しており、2020年からは執行役員として当社経営に携わってきました。同氏の当社における経験や実績を踏まえ、執行役常務に選任しました。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要]

- ・取締役会は、経営の基本方針など法令に定められた事項および経営上の重要事項にかかる意思決定を行うとともに、取締役および執行役の執行状況を監督します。
- ・経営の効率化および業務執行の迅速化を図るため、取締役会は法令または定款で定める取締役会で決議する事項以外の業務執行の決定について、代表執行役に委任します。
- ・代表執行役および執行役は、取締役会が定めた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行います。
- ・業務執行にかかる重要事項等の審議または決定を行う「経営会議」を設置しています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準]

当社の独立性判断基準については、ホームページ (<https://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>) に開示しています(コーポレートガバナンスに関する基本方針 別紙)。

[補充原則4-11-1 取締役会の多様性および規模に関する考え方等]

- ・取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を定款の定める範囲において確保します。
- ・取締役のうち2名以上は独立性を有した社外取締役とします。
- ・選任手続きについては上記「原則3-1(4)」に記載のとおりです。

[補充原則4-11-2 役員の兼任状況]

取締役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

2019年度の実効性について、取締役会の構成、運営、取締役への支援体制、取締役自身の取組みに加え、法定の指名、報酬および監査の三委員会についても評価の対象とし、各取締役による評価をもとに、取締役会として分析・評価を行いました。

分析・評価にあたっては、全取締役を対象としたアンケートを実施しました。アンケートの内容については外部機関の助言を得ており、回答は原則として、当該外部機関に対して直接行う方法をとっております。また、取締役会における分析・評価は、当該外部機関の集計結果の報告およびアンケートに先立って開催した社外取締役等との意見交換会における議論を踏まえて行っております。

(1) 全般的な評価

アンケートの回答等からは、取締役会の構成、運営、支援体制については適切であることを確認しました。ただし、開催間隔について一部見直すべきとの意見を受けております。また委員会の運営についても概ね適切であることを確認しましたが、指名委員会等設置会社への移行初年度であったことから、委員会資料など委員への情報提供については、改善の余地があるとの意見を受けております。

以上から、当社取締役会の実効性については、さらに向上を図るべき課題はあるものの、概ね確保できていると評価しました。

(2) 課題

取締役会の開催間隔についての意見を受け、今年度の日程についての見直しを行いました。

また、委員会の運営については、指名委員会等設置会社への移行初年度であったこともあり、資料の内容等、委員に提供する情報の面で改善の余地があると認識いたしました。他社事例等も参照しつつ、委員会機能のさらなる向上について取り組んでまいります。

なお、2020年度の実効性については、現在、分析を行っております。

[補充原則4-14-2 役員のトレーニングの方針]

取締役および執行役に対しては、その役割や責務を実効的に果たすため、当社の業務・財務・組織等に関する情報や法令等に関する知識について、就任する取締役または執行役の経歴、経験等を勘案の上、提供の機会を設定しています。また、必要に応じて、これらの情報ま

たは知識を継続的に更新する機会を提供しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(1) 株主および投資家(以下「株主等」という。)からの対話の申し込みに対しては、当社が相当と認める範囲および方法で対応します。

(2) 株主等との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は次のとおりとします。

- ・株主等との対話については経営企画部経営企画課が所管し、経営企画部担当役員が統括する。
- ・株主等との対話にあたっては、経営企画部経営企画課が中心となり、業務開発部などの社内各部署および関係会社と、情報交換などを通じて適切に連携する。
- ・株主等との対話の手段の充実を図るため、定期的な決算説明会の開催等を行う。
- ・株主等との対話により把握した意見等については、定期的に取り締役等に報告する。
- ・株主等との対話にあたっては、法令および社内規程に従い、インサイダー情報を適切に管理する。
- ・株主判明調査等により、株主構造の把握に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

30%以上

[大株主の状況] **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. (常任代理人 立花証券株式会社)	9,671,000	10.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,485,400	5.90
公益財団法人資本市場振興財団	4,654,843	5.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,452,000	4.79
株式会社みずほ銀行	3,536,379	3.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	3,004,072	3.23
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1,902,500	2.04
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1,851,800	1.99
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1,841,200	1.98
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1,585,700	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無

— — —

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

大株主の状況に関する注記

・2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社他2名の共同保有者が2020年12月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

野村證券株式会社	所有株式数:198千株	所有株式数の割合:0.21%
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	所有株式数:7千株	所有株式数の割合:0.01%
野村アセットマネジメント株式会社	所有株式数:4,029千株	所有株式数の割合:4.20%
合 計	所有株式数:4,234千株	所有株式数の割合:4.41%

・2021年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2021年1月29日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

日本バリュー・インベスターズ株式会社 所有株式数:4,376千株 所有株式数の割合:4.56%

・2021年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行他3名の共同保有者が2021年3月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行を除き、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社みずほ銀行	所有株式数:3,536千株	所有株式数の割合:3.68%
みずほ証券株式会社	所有株式数:459千株	所有株式数の割合:0.48%
みずほ信託銀行株式会社	所有株式数:1,137千株	所有株式数の割合:1.19%

アセットマネジメントOne株式会社 所有株式数:2,371千株 所有株式数の割合:2.47%
合 計 所有株式数:7,504千株 所有株式数の割合:7.82%

・2021年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール) プリーティアイー・リミテッドが2021年3月31日現在で以下のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール) プリーティアイー・リミテッド 所有株式数:16,020千株 所有株式数の割合:16.69%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	5名

[社外取締役に關する事項]

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小幡 尚孝	他の会社の出身者											
杉野 翔子	弁護士											
飯村 修也	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

小幡 尚孝	○	○		○	----	金融機関の経営に長年にわたって携わられるなど、金融界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことを期待するとともに、当社の業務執行者から独立した客観的な立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員の要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。 なお、小幡氏が2010年6月まで取締役社長を務めていた三菱UFJリース株式会社（現三菱HCキャピタル株式会社）と当社の間に取引はありません。
杉野 翔子	○	○	○	○	----	弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことを期待するとともに、当社の業務執行者から独立した客観的な立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから、独立役員の要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。
飯村 修也			○	○		当社は、飯村修也氏が2016年6月まで勤務していた株式会社日本取引所グループの子会社である株式会社東京証券取引所に対し、当社の貸付にかかる担保株式の一部の管理等を委託しており、当該事務に伴う同社の経費相当額を支払っております。また、所定の上場に関する料金を支払っております。2020年度に当社が支払ったこれらの費用の総額が日本取引所グループの営業収益に占める割合は0.1%以下、また当社グループの営業費用に占める割合は0.5%以下とごく僅かです。 2019年まで常勤監査役として当社業務に関する監視や監査に携っており、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことを期待するとともに、当社の業務執行者から独立した客観的な立場にあり、かつ、一般株主との利益相反が生じるおそれもないことから独立役員の要件を満たしていると判断し、独立役員として指定することが当社の経営に資すると判断したため。

[各種委員会]

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

[執行役関係]

執行役の人数	6名
--------	----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
小林 英三	なし	なし	×	×	なし
櫛田 誠希	あり	あり	○	○	なし
樋口 俊一郎	なし	なし	×	×	なし
福島 賢二	なし	なし	×	×	なし
岡田 豊	なし	なし	×	×	なし
関口 将	なし	なし	×	×	なし

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役
及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性を確保することを明記した「監査委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、当社の会計監査人との間で適宜連絡をとるとともに、密接に情報交換を行っているほか、内部監査部門である監査部と連携して、業務の遂行および法令、規則の遵守状況を監査しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。当社の独立性判断基準については、ホームページ (<https://www.jsf.co.jp/about/corporate-governance/stance/>) に開示しています (コーポレートガバナンスに関する基本方針 別紙)。

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与
に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役に対して信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員の報酬等の総額 (2021年3月期)

(1) 取締役 (社外取締役を除く。) 支給人数 1人 報酬等の総額 8,400千円
内訳 基本報酬 8,400千円

(2) 社外取締役 支給人数 3人 報酬等の総額 44,760千円
内訳 基本報酬 44,760千円

(3) 執行役 支給人数 6人 報酬等の総額 301,620千円
内訳 基本報酬 186,720千円、賞与 78,025千円、株式報酬 36,875千円

(注) 執行役を兼務する取締役に 대해서는、取締役としての報酬は支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等は、企業理念および経営方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役および執行役の役割、期待される機能にあわせた体系・水準としています。具体的には、報酬委員会が決定した次の方針に基づき、報酬委員会において個人別の報酬等を決定します。

(1) 取締役

- ・取締役は、監督機能の発揮の観点から、定額の月額報酬（基本報酬）のみとし、業績連動の報酬等は支給しません。
- ・個々の取締役の報酬は、常勤・非常勤の別や議長選任など、取締役としての職責に応じて決定します。
- ・執行役を兼務する取締役については、取締役としての報酬は支給しません。

(2) 執行役

- ・執行役の報酬は、当社の業績および株式価値との連動性を高める観点から、定額の月額報酬（基本報酬）ならびに業績連動の役員賞与および株式報酬とします。
- ・定額の月額報酬（基本報酬）は、各執行役の役位に応じて決定します。
- ・役員賞与については、経営責任を明確にする観点から、事業年度終了後、中期経営計画における経営目標の達成状況および毎期の業績に連動して決定し、決定後3カ月以内に支給します。
- ・株式報酬については、株式給付信託の仕組みを用いて、中長期的な業績に連動して決定したポイントを付与し、退任時にポイント数に応じた当社株式を交付します。

2. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

執行役の報酬等について、基準となる業績に基づき支給する場合の各報酬の支給割合は、次のとおりとします。

基本報酬 65%

業績連動報酬（役員賞与） 20%

業績連動報酬（株式報酬） 15%

3. 業績連動報酬の決定方法

(1) 役員賞与

- ・各執行役の役位に応じた賞与基準算額に業績連動係数（賞与）を乗じて決定します。
- ・業績連動係数（賞与）は、経営目標の進捗・達成度合いを反映する3つの指標（貸借銘柄数、基礎収支額、連結当期純利益）のそれぞれ対前期増減比率に各指標の反映割合を乗じて決定します。

(2) 株式報酬

- ・「役員株式給付規程」に基づき、各執行役の役位に応じて基準となるポイント数を決定します。
- ・基準となるポイント数に業績連動係数（株式報酬）を乗じてポイントを付与します。
- ・業績連動係数（株式報酬）の計算にあたり連結経常利益（3年平均）を指標とするのは、一時的な損益の発生の影響を除いた業績を用いることにより、中長期的な株主の利益との連動性を高めることを目的としているためです。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は、経営企画部経営企画課がその業務の一環として行っており、社外取締役が取締役会を欠席した時は、当該取締役に對し議事内容の説明を適宜行うなど、社外取締役への情報伝達体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
増淵 稔	特別顧問	・財界活動、社会貢献活動等 ・取締役会の要請に基づく経営や業務全般に関する助言	非常勤・報酬有り	2019/6/25	最長5年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

特別顧問の委嘱は、指名委員会の審議を経て取締役会で決定し、報酬は報酬委員会で決定します。

特別顧問経験者が引き続き財界活動や社会貢献活動等に従事する場合は、「名誉顧問」に就任することがあります。名誉顧問は無報酬で、任期の定めはありません（現在当社には1名の名誉顧問がおります。）。

特別顧問・名誉顧問は経営のいかなる意思決定にも関与いたしません。従って、ガバナンス上の問題は無いと考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性確保について社外取締役を中心とした監督強化を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行の実現に努めております。

(1) 取締役会

- ・取締役会は、経営の基本方針など法令に定められた事項および経営上の重要事項にかかる意思決定を行うとともに、取締役および執行役の執行状況を監督します。
- ・経営の効率化および業務執行の迅速化を図るため、取締役会は法令または定款で定める取締役会で決議する事項以外の業務執行の決定について、代表執行役に委任します。
- ・取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役に構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を定款の定める範囲において確保します。
- ・独立性を有した社外取締役に複数選任し、経営等にかかる豊富な経験や専門的な知識に基づく助言・発言を通じて、当社業務運営の適性化担保および外部からの客観的・中立的な経営監督機能が期待できる構成とします。
- ・取締役会議長は、原則として社外取締役とします。

<構成>

取締役会議長	小幡 尚孝 (社外取締役)
取締役	杉野 翔子 (社外取締役)
取締役	飯村 修也 (社外取締役)
取締役	櫛田 誠希 (社内取締役)
取締役	朝倉 洋 (社内取締役) ※2021年6月就任

- ・2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の取締役会における個々の取締役の出席状況は下記の通りです。

小幡 尚孝	11/11回出席
杉野 翔子	11/11回出席
飯村 修也	11/11回出席
櫛田 誠希	11/11回出席
奈須野 博	11/11回出席 ※2021年6月退任

(2) 委員会

- ・指名委員会は、法令に基づく取締役候補者の選任に関する内容の決定の他、執行役の選解任に関する内容や取締役および執行役の選解任に関する方針等、当社の取締役および執行役の選解任に関する事項全般について審議・決定いたします。
- ・監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査、監査報告の作成等の他、株主総会に提出する会計監査人の選解任議案等の内容について審議・決定いたします。
- ・報酬委員会は、法令に基づく取締役および執行役の個人別の報酬の決定およびその決定に関する方針の決定の他、当社の取締役および執行役の報酬に関する事項全般について審議・決定いたします。
- ・指名、監査、報酬の各委員会の委員長は、原則として社外取締役とします。

<構成>

	指名	監査	報酬
委員長	小幡 尚孝	飯村 修也	小幡 尚孝
委員	杉野 翔子	杉野 翔子	杉野 翔子
	櫛田 誠希	朝倉 洋	櫛田 誠希 ※朝倉氏は2021年6月就任

- ・小幡尚孝、杉野翔子、飯村修也の3名は社外取締役です。
- ・2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)の各委員会における個々の委員の出席状況は下記の通りです。

<指名委員会>

小幡 尚孝	5/5回出席
杉野 翔子	5/5回出席
櫛田 誠希	5/5回出席

<報酬委員会>

小幡 尚孝	5/5回出席
杉野 翔子	5/5回出席
櫛田 誠希	5/5回出席

<監査委員会>

飯村 修也	11/11回出席
杉野 翔子	11/11回出席
奈須野 博	11/11回出席 ※2021年6月退任

(3) 執行役

- ・代表執行役および執行役は、取締役会が定めた職務の分掌および指揮命令関係に基づき、取締役会から委任を受けた業務執行の決定と業務の執行を行います。
- ・業務執行にかかる重要事項等の審議または決定を行う「経営会議」を設置しております。

また、監査委員会監査、内部監査および会計監査の状況については、以下のとおりです。

(1) 監査委員会監査の状況

- ・監査委員会は、社外取締役2名および社内取締役1名で構成されており、常勤監査委員(社外取締役)を1名選定しております。また、監査委員会の職務補助者を配置しております。このような体制にて、「内部統制に関する基本方針」をもとに取締役および執行役の職務執行を監査します。
- ・監査委員会における主な検討事項として、取締役および執行役の職務の執行、内部統制システムの整備・運用状況、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価等があります。
- ・また、常勤監査委員の活動として、重要な会議への出席、重要な決議書類等の閲覧、当社および子会社における業務並びに財産状況の調査、子会社監査等との意思疎通・情報交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認などを行っています。

(2) 内部監査の状況

- ・内部監査体制として、他の業務部門から独立した監査部(部員10名程度)が、法令、規則および契約等の遵守状況のみならず、業務の有効性と効率性、財務および業務に関する情報の正確性と信頼性、資産の保全状況も対象に厳格な内部監査を実施してリスク等の管理状況を把握し、各業務部門におけるリスク等の制御および管理に関する内部管理態勢の適切性・有効性を検証しております。

(3) 会計監査の状況

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人の辻村茂樹氏、後藤秀洋氏および水戸信之氏の3名であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は公認会計士10名、その他8名であり、業務経験年数に偏りが生じないよう配慮されています。

なお、当社は、非業務執行取締役4名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識するとともに、証券界、金融界の多様なニーズに積極的に応え、証券市場の参加者、利用者の長期的な利益向上を図ることで、証券市場の発展に貢献することを使命とし、健全な業務運営を通じて揺るぎない社会的信頼を確立することを目指しております。

こうした企業理念のもと、会社法上の機関設計として「指名委員会等設置会社」を採用し、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性確保について社外取締役を中心とした監督強化を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行の実現に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット、スマートフォンによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人および信託銀行の株主に対し、英語版の招集通知を発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、TDnet(東京証券取引所)および当社ウェブサイト招集通知(和文および英文)を発送前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の決算発表時に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(四半期ごと)後、英語によるIR資料をホームページにて公開しております。また、代表者による海外IRを実施することもあります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料等、法定の情報開示にとどまらず、積極的なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:経営企画部経営企画課	
その他	市場参加者間で情報格差が生じない様、迅速かつ公平な情報開示(フェア・ディスクロージャー)に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社役職員行動規準に、「証券金融の専門機関としての社会的責任と公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確立する。」と規定しております。
その他	決算説明会資料等のホームページ上での公開のほか、信用取引を利用するお客様や証券市場動向を分析する機関の利便性向上を図るため、貸借取引情報を当社ホームページ上で日々提供しております。 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児および介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制に関する基本方針を、次のとおり定めております。

内部統制に関する基本方針

証券市場における専門金融機関としての社会的責任と公共的使命を強く意識しつつ、本基本方針に基づき、内部統制システムを構築、運営するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図る。

1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性を確保することを明記した「監査委員会の職務の補助に関する規程」を制定し、適切に運用することとする。

2. 監査委員会への報告体制

・監査委員会から選定された監査委員（以下「選定監査委員」という。）は、取締役会のほか必要に応じて経営会議等に出席し、重要な事項について報告を受ける。
・選定監査委員は、当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理および財務管理の状況等ならびに子会社におけるこれらの状況等について、当社の執行役もしくは使用人または子会社の業務執行取締役等から定期的に報告を受ける。
・当社および子会社のコンプライアンスに関して外部通報窓口相談・通報があった場合は、外部通報窓口から選定監査委員に対しその内容および調査結果が報告される。
・経営会議等の重要会議の議事録、社内のすべての稟議書およびその他の重要文書を選定監査委員に回付して閲覧に供する。
・選定監査委員は、業務遂行状況（子会社に関する事項を含む）に関して必要に応じ執行役または使用人にその説明を求めることができる。
・監査委員会へ報告を行った役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益に取扱わない。

3. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理等にかかる方針

・監査委員がその職務の執行について、会社法第404条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会は、内部監査部門と密接な連絡を保ち内部監査の結果を活用する。
・関係会社監査の実効性を高めるため、定期的に関係会社の監査役との会合を開催し、連絡を強化する。
・監査委員会は、当社の会計監査人との間で適宜連絡をとるとともに、密接に情報交換を行う。

5. 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンスを企業経営の前提と位置づけ、取締役会決議により定める「役職員の行動規程」および「コンプライアンス基本規程」に基づき役職員に対してコンプライアンスの徹底を図る。
・会社全般のコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設置し、全社的なコンプライアンスを推進する。
・コンプライアンス統括部は、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス向上のための各種施策を実施する。
・相談・通報制度として、社内窓口だけでなく外部通報窓口を設置し、通報者の匿名性を維持しながら、実効性を高める対応を行う。
・マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止態勢ならびに当社および子会社の業務において顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反および顧客に関する非公開情報の適切な管理体制を整備する。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するための全社の方針を定め、不当要求防止責任者を中心に全社的な対応を行う。
・内部監査を担当する監査部は、内部管理態勢の適切性、有効性を検証し、法令、規則等の順守状況を監査する。

6. 執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

・業務執行にかかる適正な情報管理および保存を図る観点から、社内文書の管理全般にかかる取扱いを定めた規程を制定する。
・株主総会、取締役会等の重要会議の議事録や執行役の職務執行にかかる決裁の記録である稟議書等を、適正に保存し管理する。
・情報セキュリティに関する管理方針を定め、電磁的情報の管理・保存を含む社内共通の情報セキュリティ対策の推進を図る。

7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会決議により定める「リスクの管理方針」に基づき、社内全体にリスク管理重視の考え方を周知徹底する。
・会社全般のリスク管理を定めた「リスク管理規程」に基づき業務運営部署とリスク管理部署との相互牽制体制を構築する。
・統合リスク管理の導入により経営の健全性確保および収益性の向上を図る。
・大規模地震やテロ行為・サイバー攻撃等が発生するリスクに備え、取引先および外部関係機関等への影響を最小限に止めるため、可能な限り業務を継続または早期に再開するための態勢を整備する。
・監査部は、リスクの管理状況を把握し、リスクの制御および管理に関する内部管理態勢を評価するとともに、その改善に向けての提言等を行う。

8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会の決議により、業務執行の決定を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図る。
・業務執行に関する重要事項の決定や取締役会決議事項の予備討議等を行う「経営会議」を設置し、原則週1回開催する。
・会社業務の遂行にあたっては、社内の職務分掌、重要事項に関する決裁権限者を定め、当該決裁権限者の承認を受けて行う態勢とする。

9. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

・関係会社に関する事項を統括する「関係会社担当役員」を任命し、子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行う。
・子会社と関係会社管理に関する契約を締結し、「関係会社管理規程」に基づき、財務の状況、リスク管理の状況その他の子会社の職務の執行にかかる事項の報告を受ける。
・当社の代表執行役は、関係会社の代表取締役等から定期的に、当該関係会社の状況についての報告を受ける。また、当社の関係会社担当役員は、関係会社の業務執行取締役等と定期的に会合を開催し、関係会社の職務の執行にかかる事項の報告を受ける。

- ・当社の選定監査委員は、子会社に対して報告を求め、または子会社の状況について調査する。
- ・当社の監査部は、必要に応じて子会社の業務を監査対象として内部監査を行う。
- ・当社のコンプライアンス統括部は、グループ全体のコンプライアンス体制の整備、強化を推進するため、子会社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンスに関する情報の提供などを行う。

以 上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた全社の方針を、次のとおり定めております。

反社会的勢力排除に向けた全社の方針

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。

- ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で対応する。
- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。
- ・反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為を行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた態勢の整備

(1) 反社対応部署およびその役割

- ・反社会的勢力への対応を統括する部署（反社対応部署）は、コンプライアンス統括部とする。
- ・反社対応部署は、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積しデータベースを構築するとともに、研修活動の実施、対応マニュアルの整備等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する。

(2) 暴力団排除条項の導入、審査体制の整備

- ・適切な事前審査の実施や、契約書等への暴力団排除条項の導入等により、反社会的勢力との取引を未然に防止するとともに、反社対応部署は、これらについて定めた規程を整備する。

(3) 外部専門機関との連携体制の確立

- ・反社対応部署は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(4) 有事の対応

- ・反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、当該情報を反社対応部署を経由して速やかに担当役員に報告するとともに、外部の専門機関と連携の上、経営トップ以下、組織全体として対応する。

以 上

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制 …「社内体制図」参照

- 当社は、各種法令および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」等の規則に従い、重要事実等の適時・適切な開示を行っております。金融商品取引法等に定める重要事実のうち未公表のもの、またはこれに準ずる情報で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす情報を重要事実等と定め、迅速・正確・公平な開示等を行うため、社内に当社株式に関する情報管理責任者を置いております。同責任者は経営企画部担当役員が就任しております。
- 各部および子会社において発生事実該当するおそれがある事象が生じた場合、各部等は、経営企画部を窓口として同責任者にこれを報告し、同責任者は、その内容が適時開示の必要があるかを判断し、必要がある場合は開示の内容、時期および方法を決定し、経営企画部が開示の手続を行います。決定事実該当する案件や決算案件は、同責任者が出席する経営会議または取締役会において承認または決議され、承認または決議が行われた時点で発生事実と同様の手続を経て開示を行います。
- また、当社の役職員には、重要事実等を業務上必要とする者以外の者への漏洩の禁止や該当資料の隔離などが義務付けられています。
- 経営の透明性確保の観点から、情報開示方法については、法定の開示方法にとどまらず、ホームページなどを利用して積極的かつタイムリーなディスクロージャーを行うよう努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る役職員等への指導

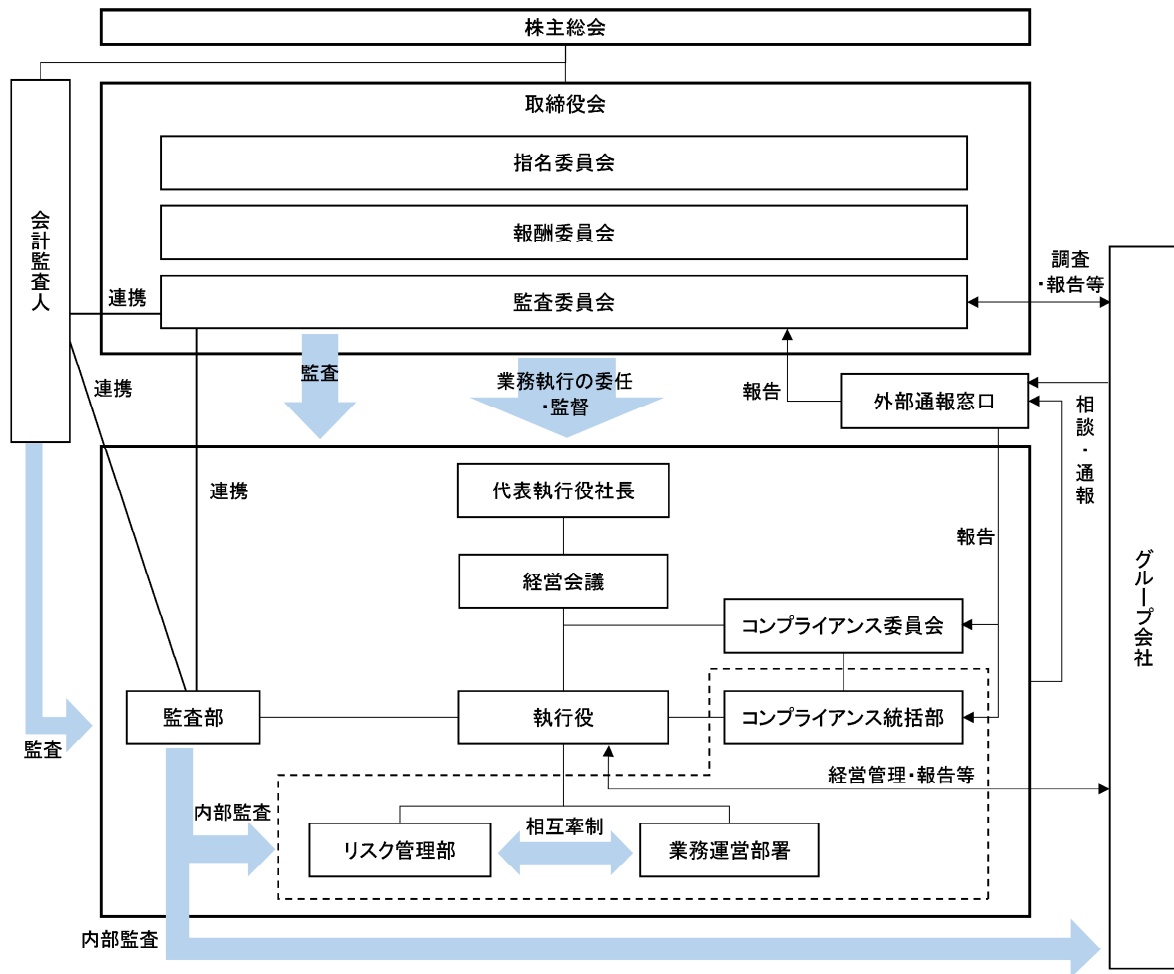
- 上記の社内体制については、社内規程である「インサイダー取引等の不正取引防止規程」のなかに定めており、役職員へ周知を徹底しております。
- また、コンプライアンスを企業経営の前提と位置づけ、コンプライアンス統括部を中心に当社全般のコンプライアンスを推進しております。役職員に対しては、投資家保護の意識を高め、公正かつ適切な業務運営を行うため、定期的にコンプライアンス研修を実施するほか、随時、業務に即した研修、指導を行うことにより、コンプライアンス意識の徹底を図っております。
- 役職員の行動規準や業務を執行する際に遵守すべき法令・ルールの主なものをまとめたコンプライアンス・マニュアルには、重要な会社情報の開示に関する項目を設けて、金融商品取引法および証券取引所の諸規則等に定められた会社情報について、事例をあげて説明しております。同マニュアルについては、各部に配置しているコンプライアンス担当者を通じて役職員等に配布・通読させております。

3. 管理体制の監査

- 内部監査体制として、社内監査部門である監査部が監査委員会および会計監査人と連携して業務の遂行および法令・規則の遵守状況等を定期的に監査し、リスク等の管理状況を把握するとともに各業務部門におけるリスク等の制御および管理に関する内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、その結果については社長に報告しております。

以 上

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



社内体制図

(発 生 事 実)

(決 定 事 実)

(決 算 情 報)

